

空家等管理活用支援法人の募集について

～空き家所有者等に対する伴走型支援などにより課題解決まで導く法人を募集します～

千葉市では、空き家の所有者等に対して空き家の管理や活用に関する情報提供や相談対応を公的な立場で行うことができる「空家等管理活用支援法人（以下、支援法人という）」を募集しますので、お知らせします。

全国的に社会問題となっている空き家の解消に向けて、民間活力を活用し、空き家所有者等への細やかな支援を目指します。

1 募集概要

(1) 目的

本制度は、市町村から「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき指定を受けた法人が、公的な立場で民間法人の知識やノウハウを活かし、空き家所有者等の個別の事情に応じた相談や活用方法の提案を行い、空き家の適切な管理・活用を推進することを目的としています。

(2) 支援法人に求める業務内容

- ア 空家等の所有者等に対する相談対応および伴走型支援
- イ 空家等の管理または活用に関する普及啓発

※アの事業は必須とし、イの事業を行う場合は、アの事業と一体的に実施するものとする。

(3) 指定期間（約3年間）

令和8年3月2日～令和11年3月31日（予定）

(4) 指定法人数

当面の間、5法人程度を限度とする

(5) 支援法人の主な要件

- ア 法人格を有していること

特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、空家等の管理もしくは活用を図る活動を目的とする会社であること

- イ 行政との連携実績があること

本市と空家等対策に関する協定を締結していること、または過去5年以内に本市または他自治体と連携して空家等対策に取り組んだ実績があること

※今後、本市の後援等を受け、空き家相談窓口、空き家セミナー・相談会などを実施し、それを連携の実績とすることも可能です。

- ウ 専門性を有する体制が確保されていること

不動産、法務、建築等の専門家等との連携体制を構築し、適切かつ効果的に空家等対策を実施することができる体制であること

※募集要領等、詳細はホームページでご確認ください。

2 申請および選考

(1) 申請期間

令和7年10月10日（金）～令和8年1月30日（金）

※郵送の場合は当日消印有効。持参の場合は1月30日（金）17：00必着

(2) 申請方法

申請書類を作成し、郵送または持参にて申請先へ提出してください。

<申請先>

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所 都市安全課（市役所低層棟4階）

(3) 申請書類の配布場所

都市安全課で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

【URL】[https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/anzen/
akiyatoukanrikatuyousienhoujin.html](https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/anzen/akiyatoukanrikatuyousienhoujin.html)



(4) 選考方法

書面審査

3 スケジュール

令和7年10月10日（金） 募集受付開始

令和8年 1月30日（金） 募集受付締め切り

2月 審査・支援法人の指定（公表）